

総行市第143号
平成22年4月23日

関係道府県市町村合併主管部長 殿

総務省自治行政局市町村体制整備課長

市町村合併推進体制整備事業の適正な執行について（通知）

市町村合併推進体制整備事業（旧合併特例法（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号））下の合併が対象。以下「補助事業」という。）の執行に当たりましては、従来から合併市町村に対して、その適正な執行に努めていただくようお願いしているところですが、近年、会計実地検査等において不適切な事例が指摘されているところであります。

つきましては、貴道府県内の合併市町村に対し、あらためて下記事項に十分留意の上、より一層補助事業の適正な執行に努めていただき、このような指摘が重ねて行われることのないよう、あらゆる機会を活用して、周知徹底していただくようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 会計実地検査等において指摘された事例

- (1) 現行合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号））下の合併に係る事業や、「国が別途定める国庫負担（補助）制度」により負担・補助している事業等補助対象外の経費に市町村合併推進体制整備費補助金（以下「合併補助金」という。）を充てていた事例
- (2) 実績額が合併補助金の交付決定額を下回っていたにもかかわらず、交付決定額どおりの実績額があったとする実績報告を行い、合併補助金が過充当となっていた事例
- (3) 特別交付税の基礎数値に含めて報告する一方、同一の事業に合併補助金を充てていた結果、両者が重複していた事例
- (4) 完了検査等により事業の完了を確認した日より前に実績報告を行っていた事例

2 補助事業を執行する上での留意事項

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、市町村合併推進体制整備費補助金要綱（平成13年5月18日付け総務事務次官通知）等に十分留意した上で補助事業を執行するよう努めること。
- (2) 合併補助金担当課と事業担当課等との連絡を密にして補助事業を執行するよう努めること。
- (3) 合併補助金担当課においても、補助事業の執行状況の把握に努めること。